

阿賀野市告示第128号

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月28日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱（令和6年阿賀野市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「内定」の次に「又は就業先」を加える。

第5条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）新潟県を中心とした勤務を基本とする採用であることを確認できる書類

第7条中「又は半額」を削り、同条第1号から第3号までの規定中「全額」を削り、同条第4号中「退就業先日」を「退職日」に改め、「全額」を削り、同条第5号を次のように改める。

（5）補助金の申請日、本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日

のいずれか遅い日から1年以内で当市から転出した場合

第7条第6号を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

《申請者》

住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付申請書兼実績報告書（交通費補助）

阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

記

1 補助金交付申請額

交付申請額	金	円
-------	---	---

2 交付申請額の積算

①実際にかかった交通費の合計	円
②企業から交通費として支給を受けた額	円
③ (①-②) × 1 / 2 (100円未満切り捨て)	円
④補助金の上限額	円
⑤交付申請額 (③と④を比較して低い方の金額)	円

3 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
就職活動日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

4 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	利用区間	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)			
				往・復	
				往・復	
				往・復	
				往・復	
				往・復	
				往・復	

5 補助金の振込先

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通（総合） ・ 当座		
フリガナ			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載の内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙1「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載の内容について	A. 同意する	B. 同意しない
卒業後、上記内定企業に就職し、阿賀野市に移住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請日から1年以上継続して、阿賀野市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
就職先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係について	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
該当する経費について、新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況について	A. 申請していない	B. 申請している

※各種確認事項のB.に○を付けた場合、補助金の支給対象となりません。

7 添付書類

- ・就業先の内定証明書又は就業証明書
- ・在学証明書又は卒業・修了証明書
- ・振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ・交通費を支払ったことを証明できる書類
- ・写真付き本人確認書類の写し
- ・移住元の住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- ・新潟県を中心とした勤務を基本とする採用であることを確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類（ ）

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）	
---------------------	--

(第1号様式別紙1)

阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から求められた場合には、それに応じます。

- 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における地方就職学生支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という）。の全額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
補助金の申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く）
 - (4) 補助金の要件を満たす就業先を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に補助金の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - (5) 申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内で本市以外へ転出した場合。

- 3 補助金の支給を受けた後に実施される阿賀野市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※ 報告の求めに応じないことをもって、当該補助金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、確認する場合があります。

第1号様式の2を次のように改める。

第1号様式の2（第5条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

《申請者》

住 所
氏 名
電話番号.....
メールアドレス.....

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付申請書兼実績報告書（移転費補助）

阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

記

1 補助金交付申請額

交付申請額	金	円
-------	---	---

2 交付申請額の積算

①実際にかかった移転費の合計	円
②企業から移転費として支給を受けた額	円
③ (①-②) × 1 / 2 (100円未満切り捨て)	円
④補助金の上限額	円
⑤交付申請額 (③と④を比較して低い方の金額)	円

3 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年	月 日

4 移転内容（往復）

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（該当する欄に○を付けてください）

A 阿賀野市に元からある（住民票を移動させていない）※2	
B 他地域から新たに移住してきた（住民票を移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 補助金の振込先

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通（総合） ・ 当座		
フリガナ			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

7 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載の内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙1「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載の内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、阿賀野市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないことについて	A. 該当する	B. 該当しない

※各種確認事項のB.に○を付けた場合、補助金の支給対象となりません。

8 添付書類

- ・ 就業証明書
- ・ 卒業・修了証明書
- ・ 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ・ 移転費を支払ったことを証明できる書類
- ・ 写真付き本人確認書類の写し
- ・ 移住元の住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- ・ 新潟県を中心とした勤務を基本とする採用であることを確認できる書類
- ・ その他市長が必要と認める書類（ ）

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）	
---------------------	--

(第1号様式の2別紙1)

阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における地方就職学生支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という）。の全額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
補助金の申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く）
 - (4) 補助金の要件を満たす就業先を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に補助金の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - (5) 申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内で本市以外へ転出した場合。
- 3 補助金の支給を受けた後に実施される阿賀野市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該補助金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、確認する場合があります。

第2号様式中「(※勤務地限定型の採用の場合、その内容を記載してください。そうでない場合は記載不要です。)」を削り、「地方就職支援金」を「阿賀野市地方就職支援補助金」に改める。

第2号様式の2を次のように改める。

阿賀野市長 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

担当者 _____

就業証明書（阿賀野市地方就職学生支援補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
移住先地域内での就業の有無	<small>該当する場合はチェックを付けてください。※</small> <input type="checkbox"/> 新潟県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	<small>該当する場合はチェックを付けてください。※</small> <input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

※就職活動等に係る交通費支援を申請する場合のみご記入ください。

採用活動日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 <small>（※それ以外の場所の報告、住所を記載してください）</small>
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<small>該当する場合はチェックを付けてください。※</small> <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び阿賀野市の求めに応じて、新潟県及び阿賀野市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）について、下記のとおり決定したので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

1 決定の内容 交付 ・ 不交付

（交付の場合）

補助金交付額 金 _____ 円

（不交付の場合）※補助金は交付しない。

不交付の理由（ _____ ）

2 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。

※地方就職支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（裏面もあります）

(備考)

- 1 阿賀野市は、要綱第7条の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請であることや、居住や就業の実態がないことが明らかとなった場合
 - ・(在学中に交通費を申請する場合)
申請日から1年以内に補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - ・(在学中に交通費を申請する場合)
申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く)
 - ・就業開始日から1年以内に補助金の要件を満たす就業先を辞した場合
(ただし、退職日から3か月以内に補助金の要件を満たす県内の別の企業に就業する場
合を除く)
 - ・阿賀野市への申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日
から1年以内で本市以外へ転出した場合。

- 2 阿賀野市は、要綱第9条の規定に基づき、補助金交付事業の効果を確認するため、及び新潟県地方就職学生支援事業(以下「事業」という。)が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 新潟県及び阿賀野市は、事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び阿賀野市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年5月28日から施行し、改正後の阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。ただし、移住に係る経費(移転費)については、この告示の施行日前に転入した者にも適用する。
- 3 前項の「転入」は、就職活動等に係る経費(交通費)については、「就職先企業に内定」と読み替えるものとする。